

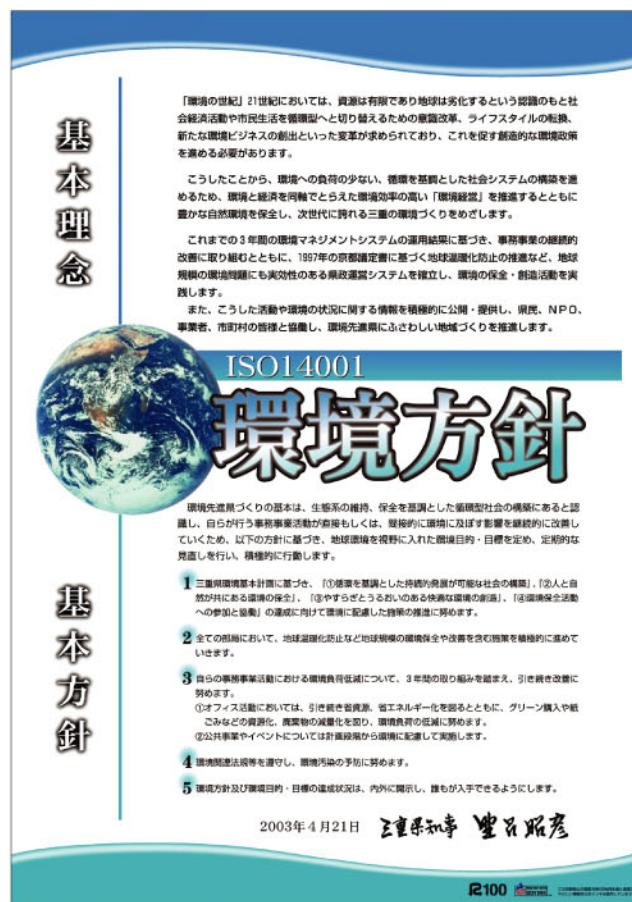
環境への負荷を継続的に改善するため、三重県本庁舎と全ての県民局、そしてその周辺機関に、環境マネジメントシステムISO14001を導入して取り組んでいます。

(1) ISO14001適用範囲

三重県庁では、循環を基調とし、人と自然が共にある環境の保全と創造に向けた継続的な改善を取り組むため、平成12年2月23日に本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得しました。

その後、平成13年3月30日には、その範囲を全ての地域機関（北勢県民局、津地方県民局、松阪地方県民局、南勢志摩県民局、伊賀県民局、紀北県民局及び紀南県民局）に拡大し、平成14年度には更新登録しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業（64事業）」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めていくことをとしました。

平成16年度は、環境教育の充実及びシステムの効率化を進めています。



(2) 職員の環境教育

●組織内での研修

ISO14001を運用し、継続的に環境負荷低減を図っていくため、研修計画に基づき、本庁及び各県民局で研修を実施しました。



各部局で環境推進員会議を開き、情報交換を活発に行っています。（紀北県民局）

●外部研修機関による研修

ISO14001を運用するためのキーパーソンとなる職員は、外部研修機関の研修を受講してスキルアップを図っています。

総括環境推進員と環境推進員は、内部環境監査員の資格取得研修を、また、事務局担当職員は、システム構築研修や審査員研修など、さらに高度な研修を受講しています。

なお、平成15年度には新たに103名の職員が内部環境監査員資格を取得し、平成11年度からの累積有資格者は、547人になりました。



(3) 環境に関する法規制等の遵守

環境に関する法規制を遵守するため、定期的な監視測定を行っています。

三重県庁の各庁舎には、ボイラーや冷温水発生機、浄化槽などの環境法令の適用を受ける設備があります。

これらの設備については、各々の法基準を遵守し、設備毎に監視測定の計画を立てたうえで定期的に排気、排水や騒音等の監視測定を行うといった運転管理をしています。

また、廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCBの流出がないか定期的にチェックしています。

平成15年度は、本庁及び県民局において、全ての項目について法規制等が遵守されていることが確認されました。

法規制を受ける主な設備及び規制法令

ボイラー、冷温水発生機：大気汚染防止法
浄化槽：水質汚濁防止法、浄化槽法
送風機：騒音規制法
ゴミ、廃PCB機器：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
オイルタンク：消防法



本庁舎合併処理施設（浄化槽）の処理水が適正状態であるかを測定しています。

(4) 環境監査

内部環境監査及び外部審査では、環境管理のシステムが有効に機能していることが確認されました。

ISO14001のシステムでは、各組織の作成した環境管理の計画が規格に合っているか、また、計画どおり実施されているかを点検し、必要に応じて正直することが要求されています。

その点検には、組織内部で行う内部環境監査と第三者機関による外部審査があります。

平成15年度の実施結果は以下のとおりです。

●内部環境監査

平成15年度の内部環境監査を、平成15年11月14日から28日までの間に、本庁及び全ての県民局で実施しました。

その結果、59件の指摘事項と、15件の推奨事項（良い点）がありました。

なお、平成16年1月16日までに指摘に対する是正を完了しました。



県民局事務局監査（紀北県民局）
(内部環境監査)

●外部審査(定期維持審査)

平成16年1月19日から21日の3日間にわたって財団法人 日本規格協会（JSA）の3名の審査員により本庁及び全ての県民局で定期維持審査が実施され、登録継続が承認されました。



知事へのトップインタビュー
(外部審査)



登録証



登録証付属書